

今が  
チャンス!

# 「税制優遇措置」

を利用して

お得に設備更新を進めましょう!

設備は入れたいが、  
経費がなあ...

そろそろ  
設備を新しくしましょうよ!

最新式の機材も  
入れましょうよ!



## 「中小企業経営強化法及び 生産性向上特別措置法の優遇措置」とは

導入設備の生産性(生産効率・精度・エネルギー効率等)が旧モデルと比べ1%以上向上していることを工業会が証明し、さらに主務官庁において経営力向上計画に係る認定を得ることなどにより税制上の優遇措置が受けられることになる制度です。

設備投資を迷っている方に  
「**税制優遇**」をご紹介します。

条件に該当するお客様は、こちらを活用して  
設備投資を行うと税制優遇を受けることが出来、  
結果的に設備投資の費用負担が軽減されます。

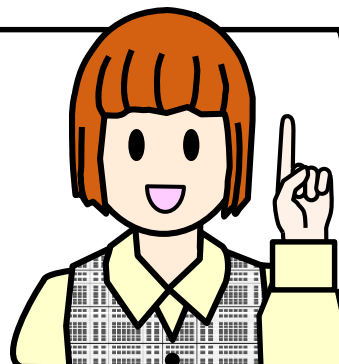


具体的には、  
どんな内容?



こんな制度、  
あったの?

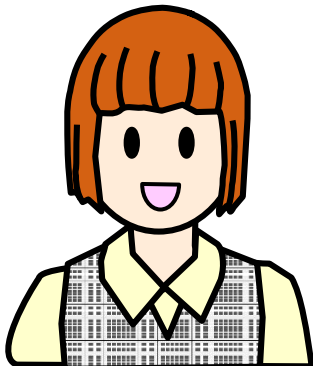
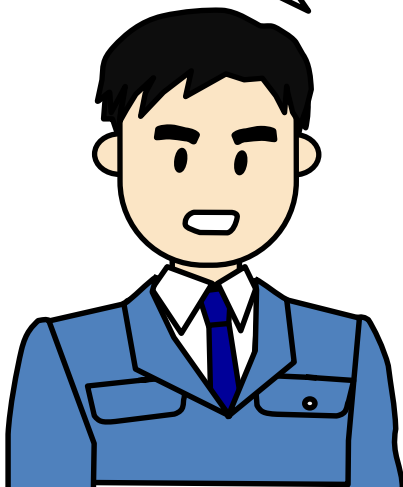
税制の詳細につきましては下記の中小企業庁の  
経営力向上設備等のページをご参照ください。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



適用期間が2025年3月末  
まで延長になっています。

どういったものが対象になるの？

対象となるかは様々な要件があります。まずは弊社へお問い合わせください。

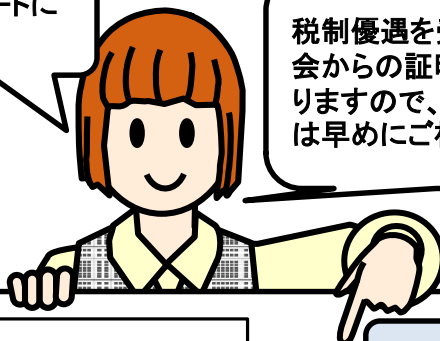
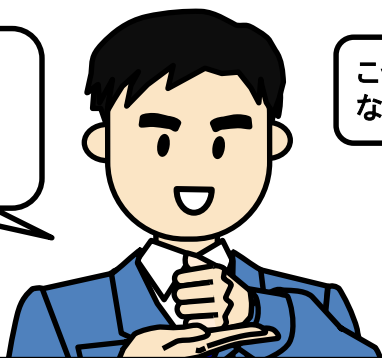


※工業会の最終審査により対象外となる場合があります。

おお、使えそう！  
利用の手順は  
どうなるの

こういうルートに  
なります。

税制優遇を受けるには工業  
会からの証明書が必要にな  
りますので、利用を検討の方  
は早めにご相談ください。



〈工業会等の確認内容〉

- 最新モデル要件を満たしていることの確認
- 生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーによる旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

経済産業省

定期的に証明書  
発行状況を報告

工業会等

設備の種類、用途又は細目毎  
に業界団体を指定

設備ユーザー

設備メーカー等  
(CHINO)

所轄の税務署

①証明書の発行依頼

④証明書の転送

④'設備の取得等

②設備の確認・証明書  
発行依頼(性能要件等  
の分かる資料を添付)

③証明書の発行

⑤税務申告の際、確定申告書等に証明書を添付することが可能

本資料に記載の内容は2023年7月14日時点のものです。